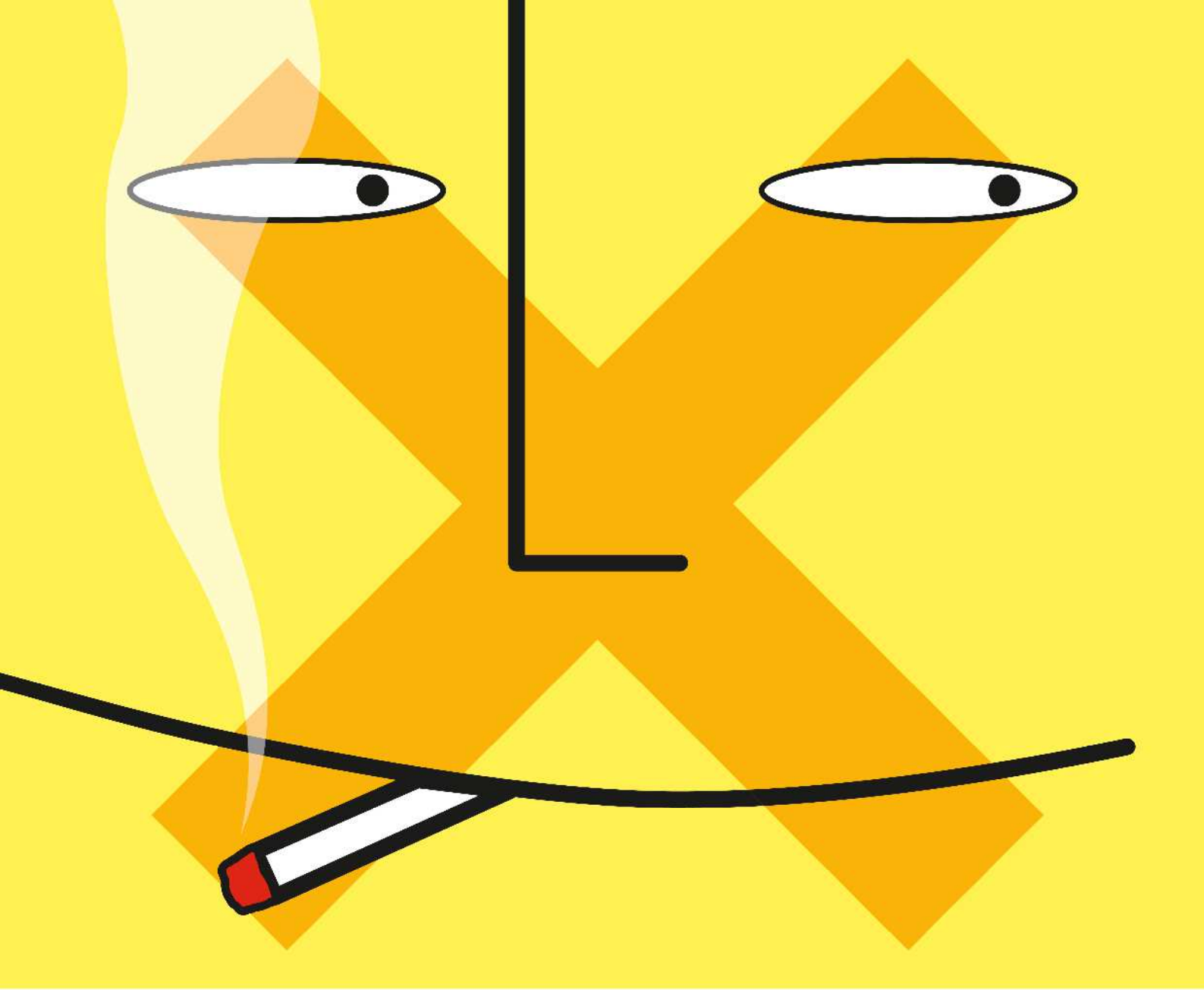

路上禁煙

迷惑行為防止重点地区

小倉都心地区 JR小倉駅小倉城口周辺、商店街、勝山公園など

黒崎副都心地区 JR黒崎駅前、商店街地区など

折尾駅周辺地区 JR折尾駅北側・南側駅前広場周辺

迷惑行為防止重点地区で「路上喫煙」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」「落書き」の4つの迷惑行為のいずれかを行った場合

違反者は過料1,000円が科せられます。

路上などの公共の場所での喫煙は、周囲の人に多大な迷惑または、危険を及ぼす恐れがあります。周辺に十分配慮して、灰皿の設置してある場所で喫煙しましょう。

迷惑行為防止重点地区以外においても
「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」
「落書き」は、禁止されています。
また、「路上喫煙」は、
しないように努めなければなりません。



北九州市